●オーストラリアハウス　質疑応答リスト

質問	回答
■日本の法規について	
・日本の建築法規について情報を提供してほしい。	建築関連法規は非常に複雑なため、一概に説明できません。ただし、基本的な人と建物の安全性を意識して構造・各部寸法が計画されていれば実施設計段階で調整は可能と考えていますので、プロポーザル審査段階では厳密な法規遵守まで判断の対象とはしません。 また道路や隣地境界からの後退距離などの制限はありません。
■工事費用について	
・現地における標準的な木造住宅の工事費㎡単価を教えてほしい。	要項に示された床面積（延べ面積）に対する工事費は、現地における一般的な住居の工事単価から大きく外れるものではありません。
・建設工事費 2000 万円の工事範囲について、詳細に示してほしい。	●建設工事費に含まれる費用 ・新築建物の構造、設備、仕上げなどに関わる工事費用 ・敷地内の外構・造園工事費用 ・その他、仮設費など、下記に示す以外の建設工事のために必要な費用 ●建設工事費に含まれない費用 ・既存建物・設備の解体工事費 ・地盤改良・杭打ち工事などを行う場合の費用（地盤整備費） ・合併式浄化槽設置費 ・アートの製作費・設置工事費
・工事業者、工事費用2000万円はどのような経緯を経て決まるのか。 公共工事ということで　積算（設計業務）、入札となるのか。	設計図書を市に寄贈し、その設計に基づいて建設工事が入札発注されることになります。 市内建設業者への入札となります。
■敷地情報について	
・敷地に関する画像、3DCAD などのデータを提供してほしい。	別途、敷地周辺の写真および撮影位置図、航空写真を示します。 3DCAD は用意がありませんので、提供できません。
・道路・アプローチについて詳細情報を提示してほしい。	敷地が接する法規上の道路は西側国道のみです。交通量は正確なデータはありませんが、あまり多くはありません。 国道側からの敷地への車両の出入口は現況ではありませんので、車については私道を経由しての出入りとなります。国道側（擁壁のない北西部）からは、歩行による出入りのみが可能です。 私道は国道からの入口から、概ね現在の敷地入口までの範囲で、今後もそのまま常時通行可能です。（敷地図に線引きあり） また冬季の降雪時にも、これらの国道、私道とも除雪により通行が可能な状態は保たれるとお考え下さい。
・敷地周囲の樹木について情報がほしい。	周囲の樹木は今後も同じ状態と予測されます。国立公園などではなく、私有地です。 樹種については、写真よりご判断下さい。 特に重要な樹木などの情報は不明ですが、計画敷地外なので伐採などを提案には含まないで下さい。
・敷地外の既存構築物・地形について情報がほしい。	敷地境界線の外の構築物、地形の変更を提案することは不可とします。 擁壁の強度については未調査ですが、現状では問題は生じていません。 本年の震災による敷地への影響も特に見られません。
・敷地内の既存設備・構築物についての情報がほしい。	敷地内の電柱（移設不可）には、南西の敷地外電柱より架空にて引き込みがあります。また既存建物との間にも架線があります。 上水道の引き込みがあり、排水は浄化槽を使用していますが、合併式に変更する必要があります。 その他の敷地内の設備・構築物は、基本的には全て撤去と考えています。
・風向きの詳細データがほしい。	気象台などの公的機関が発表しているものはありません。地元の方によると、通常の風向きは北風で、特に冬季は激しい北風とのことです。
■地盤について	
地盤と基礎に関する考え方の解説がほしい。	地盤と基礎の考え方は、さまざまな要因に関連するので一概には回答できません。配布資料から適宜ご判断下さい。今回の地盤では、建物の配置、材料、形状によっては地盤改良や杭打ちが必要となると思われます。ただし要項に示されるとおり、それらの地盤関連工事費用は建築工事費には含みません。
■設計条件について	
・延べ床面積の内訳を説明してほしい。	延べ面積として示されている 130 ㎡には、地下室の面積も含んでください。小規模な庇などの半屋外スペースは床面積には含まないで結構です。 またギャラリー部分を 100 ㎡以内とすることを指定していますが、それを超える部分についてはギャラリー以外の用途であればどのような室でも結構です。またこの区分において、設備系統の分離は不要です。
・木造・その他の構造の場合の建築条件について詳細説明がほしい。	木造とその他の構造が混在する「混構造」となる場合は、要項に示している高さ・階数の条件は「木造以外」の条件と同じとお考え下さい。 また木造以外の場合は、階数は 1 階のみですが、高さ制限はありません。
・新しいオーストラリアハウスは、1 年間のみの仮設か。	仮設建築ではありません。
・駐車場について通常時、イベント時の考え方を示してほしい。	通常時の対応として、場内に最低 2 台の駐車場は必要です。路上駐車は不可です。 イベント時には自家用車、周遊バスなどの来場が想定されますが、それらの停車・駐車場は敷地外に確保する予定です。
・敷地内の造成（切土・盛土）は可能か。	敷地内ならば提案は可能ですが、敷地外の地形や構造物への影響がないように配慮して下さい。また地形変更工事の費用は、建築工事費に含むものとします。
・バリアフリー対応は必要か。	提案にお任せします。
・展示スペースの適切な照度は。	いろいろな展示に対応できるように、適宜ご判断下さい。

・暖房は必要か。	冬季の使用も想定されますので、必要です。
・ソーラーパネルの使用は妥当か。	資料より適宜ご判断下さい。
・施設内トイレは、イベント時には観覧者にも提供するか。	提供する可能性があります。
・要求以外のプログラム（例えば、周辺集落の方々のためのスペースなど）を提案に加えてもよいか。	結構です。
■施設の使用方法について	
・竣工後の施設運営体制はどうなるのか。	建物の所有は十日町市となります。運営・管理（メンテナンス含む）は、十日町市と NPO 越後妻有里山協働機構、オーストラリア大使館の協議に基づいて行います。 地元集落が運営に加わるかは未定です。
・これまでのオーストラリアハウスでの創作活動について情報が知りたい。	2009 年（第 4 回大地の芸術祭）：アーティスト 3 組（うち 1 組は夫婦で参加）＋キュレーター1 名＝計 5 名（30～50 代）が 2 ヶ月滞在。 2010 年：①1 組（アーティスト＋パートナー/40 代）が 1 ヶ月滞在。②日豪大学共同プロジェクト（オーストラリアより大学生 3 名＋教授 1 名（60 代）、日本より大学生 3 名＋助手 2 名（20 代、40 代）＋教授 1 名（50 代））が 24 日間滞在。 その他の詳細な活動は旧オーストラリアハウスの HP を参照のこと。 http://echigo.australia.or.jp/ →※日本語 http://echigo.australia.or.jp/en/ →※英語
・建物の使用頻度や使用者などを示してほしい。	建物は冬季も含め通年で使用される予定です。アーティストだけでなく、集落住民やサポーター等も集うことのできるプラットフォームとなることが期待されています。 その他要項に示されている以外の使用され方の詳細は現状では未定です。適宜ご判断下さい。
■応募資格について	
・応募資格条件について詳細が知りたい。また証明書類は必要か。	応募資格は要項に示されるものが全てであり、変更はありません。 過去のオーストラリア在住 3 年以上の条件は、3 年以上であれば留学・仕事など形式は問いません。 プロポーザル時点では資格の証明書類の添付は不要ですが、選定された者には証明書類の提出が求められ、虚偽記載が判明した場合には審査後においても選定が取り消されます。 オーストラリア人メンバーのチームにおける立場は如何様でも構いませんが、積極的にプロジェクトに参加する意志があり、設計期間全体でそれが可能な者である必要があります。
・越後妻有2011および過去のプログラムでオーストラリアハウスで展示をしたオーストラリア人アーティスト、また越後妻有2011のプログラムに参加したアーティストは、このコンペに応募する資格を有さない関係者とみなされるか。	いずれも今回のプロポーザルの関係者には該当しませんので、それによって応募資格を有しないとは見なされません。
・ニュージーランド国籍のものは、オーストラリアにおいて永住権と同等の資格を認められているが、今回の資格として認められるのか。	認められません。
・実際にオーストラリアのアーティストと協同して、今回の提案を行っても良いか。例として具体的なアートと空間の関係を表現する可能性があるため。	オーストラリア人アーティストがチームのメンバーであることは可能です。ただし、今回の公募は、アートの提案を求めるものではありません。
■提出書類等	
・提出書類についての確認。	経歴シートに求められている事項は、説明に従って正確にすべて記入してください。 実績は広く考えることが可能で、建築系の展覧会に出展した作品などもアート作品の実績とみなして提示していただいて結構です。 また設計提案図において、要項に求められている以外の図面・設計説明の記載は自由です。 ただし模型など、要項に書かれていない提出物は受け付けられません。
・プロポーザル出品料は事前の支払いとなるのか。	海外からの応募の場合は、応募書類にクレジット情報が含まれているので、書類到着後、クレジット引落しとなります。日本からの応募の場合は、事前に銀行振込し、その証書を応募書類に添付してください。
■契約関連	
・オーストラリアでの建築家の資格は、日本でも使えるのか。	日本における建築士事務所登録が無い場合は、日本で設計業務契約を行うことはできません。
・費用に関して、エンジニアには誰が払うのか、人件費は含まれているのか。	エンジニアに設計協力を求める場合、その費用は建築設計料に含まれます。「設計契約」を受託した場合には受託者が支払う必要があります。「意匠監修契約」の受託者は、支払う必要はありません。
・提出前に、実施設計者の名前は公表されるのか。	公表の予定はありません。
■その他	
・敷地見学の際のレポートは、英語でも提供されるのか。	敷地見学において、特に補足説明や参加者からの質疑はありませんでしたので、敷地見学レポートは作成しません。
・かつてのオーストラリハウスは、同じ敷地にあったのか。	同一地区内ですが、別敷地です。
・かつてのオーストラリアハウスの写真を提示してほしい。	下記のホームページをご参照下さい。 http://www.echigo-tsumari.jp/artworks/index.php?id=586 http://echigo.australia.or.jp/ →※日本語 http://www.echigo-tsumari.jp/2009autumnen/artworks/index.php?id=586 http://echigo.australia.or.jp/en/ →※英語
・壊れたオーストラリアハウスの部材を使用することは可能か。	処分済みのため、不可能です。

※別途提示ファイル：敷地写真、敷地航空写真